

川越町教育基本方針

平成25年4月
川越町教育委員会

はじめに

川越町教育委員会は、平成22年度に、教育行政全般の指針である「教育基本方針」を策定し、それに基づいて、3年間各施策を計画的に推進してきました。

学校教育分野においては、知・徳・意・体が調和し、「生きる力」「共に生きる力」を身につけた、よりよい社会の形成者となる子どもたちの育成をめざしています。

社会教育分野においては、教育活動やその他の活動の機会を提供することで、「自ら学び」「自らを磨き」「豊かな心をそなえ」「健康な身体」を身につけた「活力あふれる人」の育成をめざしています。

「教育基本方針」を策定し、3年が経過しましたので、取組についての成果と課題について検証するとともに、今後の方向性について議論を重ねました。

その結果、今回の改訂は小規模にとどめ、引き続き今後3年間の指針と位置づけ、各施策を推進していくことになりました。

これまでと同様に、意図やねらいを明確にし、前向きに、そして、具体的に行う手法として【重点とする方略】を設定し、それを軸として取組を進めます。

学校教育分野では、「意欲」をすべての取組を貫くものと位置づけ、「挑戦できる場の設定」を最重点方略といたしました。様々な場面において「挑戦できる場」を設定し、子どもたちの意欲や自尊感情を育む取組を実践します。

社会教育分野では、「人づくり・まちづくり」を取組の軸として、「あいさつ・声かけ運動の推進による子育て・青少年期に関する意識改革」を、重点とする方略に設定しました。

川越町の教育にかかわるたくさんの人たちが、本方針のもとに協働して、具体的な方略を実践していくことで、めざす姿を実現させていきます。

平成25年4月

川越町教育委員会教育長 草薙 明

目次

<学校教育基本方針>

○ 構造図

- 1 川越町の学校教育・・・・・・・・・・①
- 2 学校教育の指導と研修の重点・・・・・・・・②
- 3 学校教育の経営の重点・・・・・・・・・・③

○ 方針

- I いま、川越町の子どもたちは・・・・・・・・1
- II これからの川越町の園や学校の教育について・・・・2
- III めざす子どもの姿を求めて・・・・・・・・3
 - 1 指導の重点・・・・・・・・・・3
 - (1) 確かな学力の育成・・・・・・・・4
 - (2) 豊かな心の育成・・・・・・・・5
 - (3) 健やかな身体の育成・・・・・・・・6
 - 【重点とする方略】・・・・・・・・7
 - 2 研修の重点・・・・・・・・・・9
 - (1) 学ぶ喜びを実感できる授業の推進・・・・9
 - (2) 生徒指導の充実と学級づくりの推進・・・・10
 - (3) 今日的課題に対応した研修の推進・・・・10
 - 【重点とする方略】・・・・・・・・11
 - 3 経営の重点・・・・・・・・・・12
 - (1) 開かれた園・学校づくりの推進・・・・12

- (2) 人材育成の推進・・・・・・・・・・12
- (3) 安心安全な環境整備の推進・・・・・・・・13
- (4) 学校経営手法の定着・・・・・・・・・・13
 - 【重点とする方略】・・・・・・・・14

IV どこまで実現できているか・・・・・・・・15

<社会教育基本方針>

○ 構造図

- 川越町社会教育・・・・・・・・・・①

○ 方針

- I いま、川越町では・・・・・・・・・・1
- II これからの川越町社会教育について・・・・1
 - 1 基本目標・・・・・・・・・・2
 - 2 具体的に「めざす姿」・・・・・・・・3
 - 3 基本方針・・・・・・・・・・3
- III ねらいを達成するために・・・・・・・・4
 - 1 人づくり・まちづくり【重点とする方略】・・・・4
 - 2 思い合うまち【重点とする方略】・・・・5
 - 3 学び合うまち【重点とする方略】・・・・6
 - 4 文化の薫り高いまち【重点とする方略】・・・・7
 - 5 心身ともに健やかなまち【重点とする方略】・・・・8
- IV どこまで達成できているか・・・・・・・・9

学校教育基本方針

1

川越町の学校教育

『生きる力』・『共に生きる力』の育成

めざす子どもの姿

- 自ら学び 自ら考える力を身につけた子ども
- 豊かな心をそなえ 他者と協働できる子ども
- 基礎的・基本的な学力を確実に身につけた子ども
- 粘り強く生き抜く精神力・体力を身につけた子ども

経営の重点

■ 信頼される園・学校づくりの推進

- ① 開かれた園・学校づくりの推進
- ② 人材育成の推進
- ③ 安心・安全な環境整備の推進
- ④ 学校経営手法の定着

重点とする方略

- 園・学校関係者評価の活用による経営の改善

客観的に示される指針に沿った主体的な園・学校経営

指導の重点

■ 一人ひとりが大切にされる教育の推進

- ① 確かな学力の育成・・・《**知**》
- ② 豊かな心の育成・・・《**徳**》
- ③ 健やかな身体の育成・・・《**体**》

重点とする方略

- 言語力(コミュニケーション力)の育成
- 「挑戦できる場の設定」による意欲の増進と自尊感情の育成

キャリア教育

特別支援教育

意欲の増進 《**意**》
自尊感情の育成

成長

自信

挑戦

興味・関心

「挑戦できる場」
【個の挑戦】 【集団の挑戦】

研修の重点

■ 教師の学びを支える研修の推進

- ① 学ぶ喜びを実感できる授業の創造
- ② 生徒指導の充実と学級づくりの推進
- ③ 今日的課題に対応した研修の推進

重点とする方略

- 「授業を開く・学級を開く」ことによる授業の改善
- 教職員育成支援システムの活用による主体的研修の推進

教職員個人・教職員集団の指導力発揮

か ... 「かかわりあって遊べ・学べ」

わ ... 「ワクワクドキドキ楽しい幼稚園・学校」

ご ... 「5つの挑戦」 ①早寝・早起き・朝ごはん ②ていねいな言葉づかい ③読書 ④家庭学習 ⑤運動(遊び)

え ... 「笑顔いっぱい、川越っ子」

学校教育の指導と研修の重点

- 指導の重点 ■ 一人ひとりが大切にされる教育の推進
 研修の重点 ■ 教師の学びを支える研修の推進

社会の変化に対応し、主体的に生きる力・共に生きる力の育成をめざした『**キャリア教育の推進**』
 (コミュニケーション能力の育成、自ら学び・自ら考える力の育成等)

自立し、社会参加をめざす『**特別支援教育の推進**』
 (一人ひとりのニーズに応じた特別な教育的支援の充実、相談支援体制の確立、共に学び共に育つ教育の推進等)

《**学び続ける意欲・挑戦する度**》

意

《**意欲の増進・自尊感情の育成**》

挑戦できる場の設定 (「多様な経験」「見通しと振り返りの重要性」「失敗の許容」「教科学習の内容が役立つ経験」)

知

《**確かな学力の育成**》

知識・技能・知恵

【具体的な方策】

- ① 『言語力の育成』をめざした指導の充実
- ② 基礎的・基本的な学力の定着
- ③ 学び合う授業の創造
- ④ 『家庭学習の定着』
- ⑤ 主体的に粘り強く取り組む学習の推進
- ⑥ 学習する意義と学習方法の指導

徳

《**豊かな心の育成**》

思いやる心・感動する心

【具体的な方策】

- ① 人権・同和教育を中心にすえた教育活動の充実
- ② 体験活動の充実
- ③ 道徳的実践力の育成
- ④ 規範意識と自己指導能力の育成
- ⑤ 『ていねいな言葉づかい』の定着

体

《**健やかな身体の育成**》

運動を楽しむ力・健康安全意識

【具体的な方策】

- ① 運動(遊び)の生活化
- ② 保健、体育の授業の推進
- ③ 自らの健康を管理・改善する資質や能力の育成
- ④ 日常生活に生きる安全教育の充実

保幼小中の連携の推進 (育ちや学びの連続性を意識した保育研究・授業研究の実施等)

『読書活動の推進』 (司書の配置、読書環境の整備、授業での図書活用等)

運動(遊び)の推進 (運動環境の整備、運動することの楽しさ体験等)

基本的な生活習慣の確立 (「早寝・早起き・朝ごはん」の定着、学校保健委員会の充実、関係機関との連携等)

- ①授業公開、授業研究の実施 ②外部指導者の招聘 ③町主催教職員研修会の実施 ④外部研修への参加 ⑤研究員制度の活用
 ⑥保幼小中の連携強化 ⑦教職員育成支援システムによる能力開発と人材育成 ⑧研修委員会等のリーダーシップ発揮とPDCAサイクルの確立
 ⑨川越中学校区教育懇談会の実施

教職員の資質向上

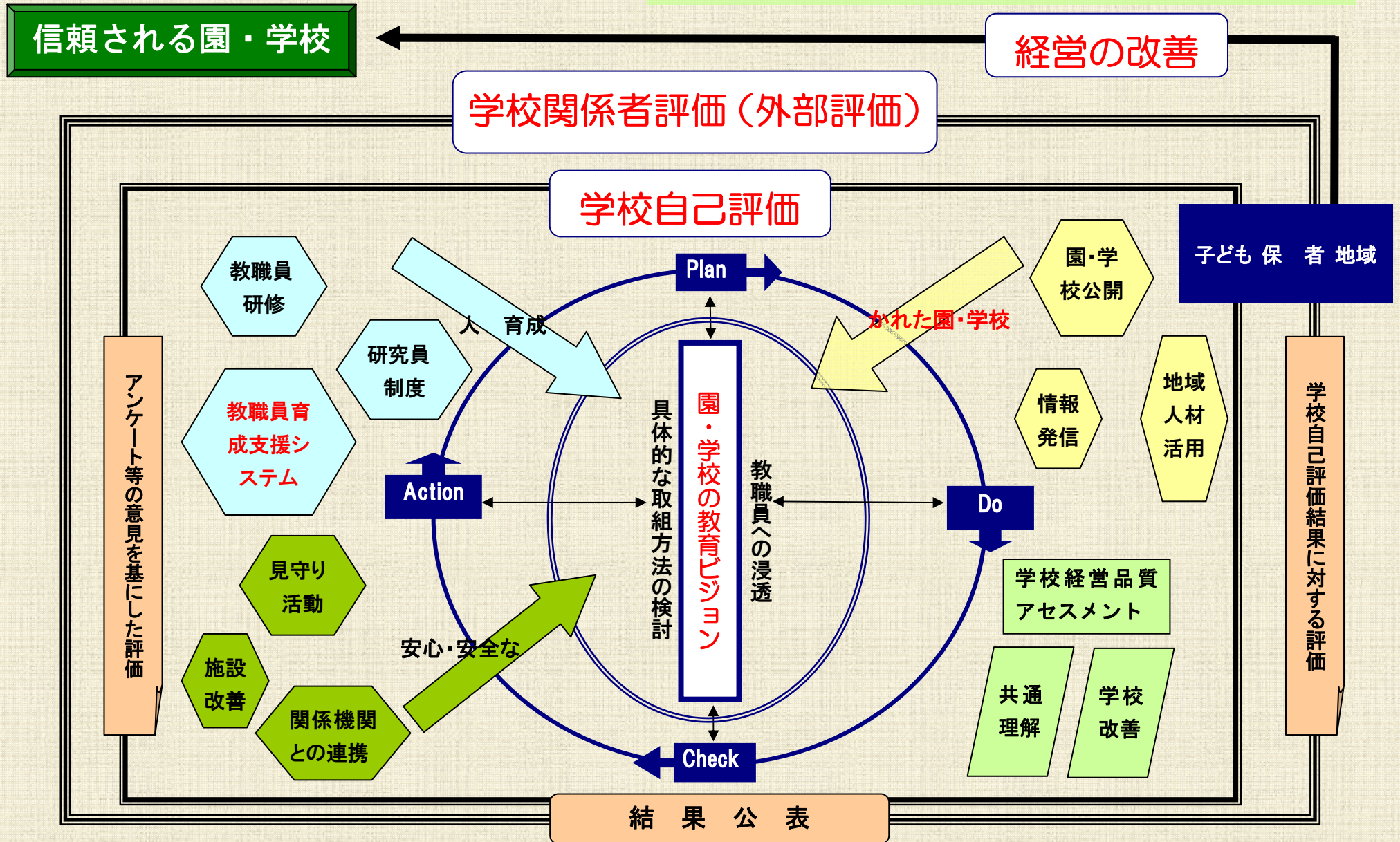
家庭・地域と連携

特に「家庭学習の定着」と「ていねいな言葉づかいの定着」とに重点的に取り組む

3

学校教育の経営の重点

経営の重点 ■ 信頼される園・学校づくりの推進



I いま、川越町の子どもたちは・・・

川越町の子どもたちは、地域の行事に参加する機会が多く、地域のことに対して関心が高いという傾向があります。しかしその一方で、自然の中で遊んだり、自然観察をしたりする経験が少なく、携帯電話で通話やメールをしたり、テレビゲームをしたりする時間が長いといった現状があります。

学校生活では、「学校で友だちに会うのは楽しい」と感じている子どもがたいへん多く、「学校の規則を守ろう」、「友だちとの約束を守ろう」と意識している子どもが多いという傾向があります。また、「人の気持ちをわかりたい」「人のためになりたい」という姿勢も育ってきています。しかし、「いじめはどんな理由があっても絶対にいけないことだ」と思う子どもが、全国と比べてやや少ないといった現状もあります。

学習面では、読書が好きな子は多いですが、「感想文や説明文を書くこと」、「言葉や文章でわけを説明すること」を難しいと感じている子どもが多いという傾向があります。家で自分で計画を立てて勉強することが少ないという現状もあります。

体力面では、運動やスポーツをすることが好きな子どもが多く、体的には、ほぼ全国平均の水準ですが、学年があがるにつれて運動に対する意欲が少しずつ薄れる傾向もあります。

ルールやきまりを守ろうと意識して行動したり、指示されたことに対してていねいに取り組んだりすることができますが、自分で判断して行動したり、失敗をおそれずに挑戦したりすることを苦手と感じている子どもが多いという現状があります。また、コミュニケーションをとることや継続して根気強く取り組むことを苦手と感じている子どもが多いという現状もあります。「自分にはよいところがある」と思っている子どもの割合が全国と比べてやや少ないといった傾向もあります。

このような川越町の子どもたちの実態を踏まえながら、平成22年度に策定された教育基本方針を今回小改訂し、園や学校における日常の指導と、子どもたちの生活を一層充実させるために、川越町の学校教育を計画的に展開していくための指針とします。

なお、今回の改訂では、「意欲の育成」《意》を、《知》《徳》《体》全体にかかるものとして位置づけました。「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「健やかな身体の育成」をめざし、様々な場面において子どもたちが「挑戦できる場」を設定していきます。

Ⅱ これからの川越町の園や学校の教育について ～子どもたちの「生きる力」「共に生きる力」の育成をめざして～

現在の日本の社会は変化が激しく、新しい未知の課題が山積しています。それらの課題に対して、試行錯誤しながらも対応していくことが求められています。このような複雑で難しい次代を担う子どもたちにとって、将来の職業や生活を見通し、社会において自立的に生きるために必要とされる力が「**生きる力**」です。

「生きる力」を育てるためには、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題をよりよく解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養うことが重要です。

自分の思いがうまく伝えられず、トラブルになってしまったり、自分の考えや気持ちを積極的に発表することが少ないと感じていたりする子どもの現状があります。また、現代社会においては、人間関係の希薄さや子どもの多様な経験の不足がさげばれています。「ひと・もの・こと」とかかわる経験を通して、社会において他者等とより豊かに生きるために必要とされる力が「**共に生きる力**」です。

「共に生きる力」を育てるためには、豊かな言語や非言語（表情や行動等）をもとにコミュニケーションを十分に行い、感性を磨き、情緒を豊かにする体験活動の充実を図ることが重要です。また、他者・社会・自然との多様なかかわりを経験する中で、他者等とかかわる力とものの見方・感じ方・考え方を練磨し、より豊かにかかわることができるような力を養うことが重要です。

前述のような「生きる力」「共に生きる力」を身につけた子どもたちの姿を

- **自ら学び 自ら考える力を身につけた子ども**
- **基礎的・基本的な学力を確実に身につけた子ども**
- **豊かな心をそなえ 他者と協働できる子ども**
- **粘り強く生き抜く精神力・体力を身につけた子ども**

とし、これらの子どもの育成をめざします。

さらに、このような子どもたちの姿を求めて、「指導」「研修」「経営」の3つに重点を置き、川越町の学校教育を推進します。

- 1 **指導の重点** **一人ひとりが大切にされる教育の推進**
- 2 **研修の重点** **教師の学びを支える研修の推進**
- 3 **経営の重点** **信頼される園・学校づくりの推進**



次に、先に述べた「いま、川越町の子どもたちは…」を踏まえて、具体的な「施策の重点」と、効果的にねらいに向かうトレンド（潮流）をつくり出すための「重点とする方略」について説明します。これらは平成25年度～27年度までの3か年計画とします。

なお、平成25年度からは、重点的に取り組んでいく内容をさらに具体的に提示し、幼稚園・小学校・中学校、家庭、地域が協力して取組を推進していきます。平成25年度、重点的に取り組む内容は、「家庭学習の定着」と「ていねいな言葉づかいの定着」です。

Ⅲ めざす子どもの姿を求めて・・・

1 指導の重点 <一人ひとりが大切にされる教育の推進>

川越町の学校教育における指導の重点として2つの大きな柱の取組を推進します。一つは「キャリア教育」、二つ目は「特別支援教育」です。キャリア教育は、自らの進路を選択・決定し、将来担うであろう「人生の役割」を果たすために必要な力を身につけるための教育であり、「基礎的・汎用的能力」を身につけることが必要です。その能力とは、①多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力、「人間関係形成・社会形成能力」、②自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力、「自己理解・自己管理能力」、③仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力、「課題対応能力」、④「働くこと」の意義を理解し、自ら果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力、「キャリアプランニング能力」で、子どもたち一人ひとりの「生き方の教育」です。

次に、特別支援教育は、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを早期に把握・早期に支援することで、持っている力を高め、生活や学習上の困り感を改善するため、適切な指導や必要な支援を行なうものです。そのためには、子どもやその保護者、園や学校（担任等）との相談を行う体制を確立し、関係機関と連携を図った体制整備が必要です。また、一人ひとりの子どもたちのニーズに応じた学びを支援し、学級集団や地域等を基盤に、共に学び・共に育つ仲間や環境を整えていくことも大切です。

この指導における2つの柱を重点とし、《意》を土台として《知》・《徳》・《体》の調和のとれた子どもの育成をめざし、次に具体的な方策を示します。

(1) 確かな学力の育成 <知識・技能・知恵>

① 言語力の育成をめざした指導の充実

- 幼稚園における言葉の領域や、小中学校における国語科だけでなく、全ての領域・教科で「読む・書く」活動を継続的に繰り返し実施
- 生活体験や自然体験などを言語化させる指導（言葉を伴った体験にしたり、自分の言葉で語らせたりするなど）の充実
- 園や学校の図書室が子どもたちにとって魅力ある空間となるよう、人的・物的な環境整備の推進と朝の10分間読書の推進

※ ただし、幼稚園並びに小学校低学年では、聞くことに関する指導が重要です。他者の話に耳を傾けることは人間関係の基本であるので、形式面だけにとらわれることなく、その重要性を実感を持って理解させる必要があります。

② 基礎的・基本的な学力の定着

- 基礎・基本の定着の実態把握と一人ひとりの子どもに応じた指導方法や指導形態（個・グループ・一斉）の工夫
- 単元レベルでの目標を具体化し、目標達成状況を把握することによる指導の改善

③ 学び合う授業の創造

- 一人ひとりの子どもに、自分の思いや考えを確かに持たせる時間と場面の設定
- 子ども相互のかかわりを深める学習形態の工夫と教師の働きかけ（出場・出方）
- 問題解決に向けての過程（プロセス）を大切に活動の充実を図るための評価方法の工夫



④ 家庭学習の定着

- 子どもたちの学習状況に応じて、確実な定着を図るための家庭学習のあり方の提示（予習復習の習慣化）
- 家庭学習の具体的な目標設定とその評価や家庭と連携した取組の充実（例：「学年×10分」の家庭学習の定着、親子読書等）

⑤ 主体的に粘り強く取り組む学習の推進

- 多様な経験をさせる学習や、個人や集団で目標に向かって挑戦する学習の充実
- 自らの進路に対する前向きな意識を向上させ、生き方を練る機会とするためのキャリア教育の推進



⑥ 学習する意義と学習方法の指導

- 子ども一人ひとりが学ぶ価値（重要性・実用性）を実感できる指導や支援の工夫
- 教科で学んだことが、具体的な問題解決に役立つことを理解できることにつながる総合的な学習の時間の工夫
- 問題解決学習のプロセスを大切に授業展開の実施

(2) 豊かな心の育成 <思いやる心・感動する心>

① 人権・同和教育を中心にすえた教育活動の充実

- 人権感覚あふれる学校づくりをめざし、子どもたちの生活実態の把握に基づいた、人権教育カリキュラムの策定と、そのカリキュラムを基盤とした学校教育活動の推進
- 子どもたちに人権に関する「確かな認識」と「豊かな感性」、「人間としての生き方」と「連帯する力、実践力」を育成する道德の時間や総合的な学習の時間等の創造

② 体験活動の充実

- 「ひと・もの・こと」に出会う機会を通して感性を磨き、「ひと・もの・こと」と共に生きることについて考える活動の推進
- 他者とのかかわりの中で、お互いに「大切な存在」であることが認め合える体験活動の充実
- 運動（遊び）など非言語活動を通して、心と身体で豊かにかかわる活動の工夫（体ほぐしの運動）

③ 道徳的実践力の育成

- 道徳教育の全体計画及び年間計画を基にした、計画的・継続的な取組の充実
- 道徳的体験を、道徳の時間において補い深め、毎日の生活に結びつけることで更なる道徳的実践へとつなげる取組の充実
- 道徳を授業参観日やオープンスクール等に位置付け、道徳教育について保護者や地域に周知を図り、連携した指導の推進

④ 規範意識と自己指導能力の育成

- 社会的な規範に則り、規律ある行動がとれる力の育成のための指導や活動場面の工夫
- 人間的ふれあいの中で、子どもたちが「自己決定」する場面や「自己存在感」を感じる場面の設定

⑤ ていねいな言葉づかいの定着

- 自ら進んでていねいな言葉づかいやあいさつができる態度を育成する取組の充実
- 状況に応じたていねいな言葉づかい、謝罪・感謝の言葉等が適切に使えるように、また、主語・述語を明確にし、最後まできちんと話せるように、保護者・地域と協力した取組の充実



(3) 健やかな身体の育成<運動を楽しむ力・健康安全意識>

① 運動（遊び）の生活化

- 自然に心と身体が動き出す運動（遊び）の創造や環境設定
- 子どもたちの身体を健やかに育む観点からの家庭や地域への啓発

② 保健・体育の授業の充実

- 発達段階に応じて、運動に関してのねらいを明確にし、運動することの楽しさや心地よさを実感できる授業づくり
- 就学前においては「多様な運動経験」を、小学校においては「体の柔らかさや巧みな動きに視点をおいた運動」を、中学校においては「動きを持続する能力を高める運動」に視点をおいた重点的な指導の推進

③ 自らの健康を管理・改善する資質や能力の育成

- 健康な生活を習慣化させるための園・校内体制づくりと家庭・地域と連携した取組の工夫
- 保健に関する授業（就学前は「健康領域」、小学校は「保健領域」、中学校は「保健分野」）の充実と教育活動全体を通じた取組の工夫

④ 日常生活に生きる安全教育の充実

- 危険予測能力を育成するため、園・学校安全計画に位置づけた活動と関係機関と連携した活動の実施
- 体験的活動を生かした「生活安全・交通安全・災害安全」教育の推進
- 危機管理マニュアルを基にした危機管理体制の確立と、緊急時を想定した訓練等の実施



<重点とする方略>

● 「挑戦できる場」の設定（全領域）による意欲の増進

人が、知・徳・体のそれぞれにおいて、バランスよく成長するための原動力は『意欲』であるにとらえました。『意欲』が高まるためには、夢中になって「ひと・もの・こと」にかかわりだすための興味・関心など、自分の中から生まれる動機付けが大切です。また、これからやろうとすることについて、見通しや自信があるとき、人は積極的に動き出そうとするものです。

そこで、まず、夢中になって動き出す「ひと・もの・こと」との出合わせ方を工夫することが重要になります。また、発達の段階に応じて、子どもたちに見通しや自信をもたせることが重要になります。子どもたちが、自分の力に自信を持ったり、見通しを持って取り組んだりするようになるには、様々な体験を積み重ねることが大切であると考えます。「一度経験したことがある」ということも次に行動するときの意欲につながりますが、少し難しい課題に挑戦して乗り越えた、達成したという体験は、もっと強い自信となります。さらに、何度も挑戦しても達成できないという体験をすることも大切な経験です。それは、決して成長していないのではなく、その活動の過程に意義を見出すことの中で成長がみえてきます。そのためにも、活動途中での気づき、活動後の振り返り、問題を見出し、解決方法を探るなどの活動が重要であり、このような経験がさらに挑戦へと心を動き出させると考えます。

つまり、子どもの活動の結果だけを見て評価するのではなく、取組そのものをもっとしっかり評価していくことで、子どもの意欲につながり、「こうすればできそうだ」という見通しをもって意欲的に取り組むことができるようになります。

また、挑戦へ向かう原動力として「仲間」の存在はとても重要になります。仲間とのかかわりの中で、多様な活動（挑戦）を通して、共に考え、共に悩み、共に喜び、共に悔しがり・・・子どもたちが仲間と共に人としての成長を果たしていきます。

このように、子ども個人の成長という側面と、学級や学年・学校という子どもたちの集団としての成長という側面から、挑戦も「個の挑戦」と「集団の挑戦」という両面からの「場」を仕組んでいくこととなります。「挑戦」の中身も「難しいことへの挑戦」、「新しいことへの挑戦」、「続けることへの挑戦」、・・・とさまざまな挑戦が考えられます。

「挑戦」⇒「自信」⇒「成長」⇒「興味・関心」⇒「挑戦」・・・というサイクルで、子どもたちが成長していくことを願って、全ての教育活動で、「挑戦できる場」を積極的に設定していくことを、中心的な方略として位置づけました。このサイクルを通して、子どもたちの「意欲の増進」と「自尊感情の育成」をめざします。

<重点とする方略>

● 「言語力」の育成

言語は、学習をしていく面でも、生活をしていく面でも、他者とかかわっていくという面でもとても重要です。「生きる力」や「共に生きる力」を育てるためのあらゆる取組に、言語活動が伴っているからです。言いかえれば、生涯を通じて人が成長することに、言語は直に結びついているということです。

しかし、今子どもたちは、様々な思いや考えを持つ他者と対話したり、豊かな言語文化を体験したりする機会が乏しくなったために、言語で伝える内容が貧弱になり、言語に関する感性や知識・技能が育ちにくくなっています。このため、言葉に対する感性を磨き、言語生活を豊かにすることが強く求められています。

また、言語は、【知的活動】、【感性・情緒等】、【コミュニケーション】の基盤でもあります。

【知的活動】に関しては、例えば「言語を通して事実を正確に理解し、分かりやすく伝える」「自らの考えを深め、解釈、見つめ直し、振り返りなどをする」「意見を出し合い、自分や集団の考えを発展させる」などの実現が可能になります。

【感性・情緒等】に関しては、例えば「他者との人間関係の中で美しい言葉や心のこもった言葉での交流をすることで、人との関係を高める」「体験活動等を通して実感した思いを豊かに言葉に表したり、自然や文化に触れて感じる心情を言葉とともに磨いたりして、感性や情緒を育む」などの実現が可能になります。

【コミュニケーション】に関しては、例えば「人が他者との対話を通じて自分の思いや考えを表現し、あるいは他者を理解し、他者と意見を共有し、お互いの考えを深めていく」「豊かなコミュニケーションから協同的な関係を築く」などの実現が可能になります。

言語力育成により、【知的活動】、【感性・情緒等】、【コミュニケーション】が充実することは、「意」を土台として、知・徳・体の成長を促していくことになると考え、中心的な方略として位置づけました。

※ 方略 … 意図やねらいをもって行なう手法ととらえます。意図やねらいをもつことで、問題解決に対応するという受身の手法実践ではなく、目標達成にむけての前向きな実践になります。

2 研修の重点 <教師の学びを支える研修の推進>

今、教師には、子どもや保護者、地域から信頼される質の高い教育を実践的に指導できる力量が求められています。そのためには、教師自身の豊かな見識や人間性は勿論のこと、教育に対する強い情熱や子どもに対する深い理解、幅広い教材に関する知識や多様な指導技術を、日々計画的・継続的に多様な研修の機会を得て改善し、高めていく必要があります。そして、教師自身が先輩や同僚の教師と切磋琢磨したり、協働して学び合ったりする環境の中で、一人ひとりの指導力が伸び、教育の営みが強いものになります。

その教師の学びを支えるために、以下に具体的な方策を示します。

(1) 学ぶ喜びを実感できる授業の推進

① 校内研修の活性化と授業を中心にすえた研修体制の確立

- 研修委員を中心に、日々の教育活動をもとに、学び合い高め合う教師集団づくり
- 授業提案を中心に、学んでいる子どもの姿をもとに、教師の子ども観・教材観・指導観を磨き合う研修会の充実

② 「学ぶ喜び」を実感させる授業づくりの推進

- 教職員の豊かな見識、人間性、子どもに対する深い理解・綿密な教材研究・幅広い指導技術を基盤とする子どもが主体的に学ぶことのできる授業づくりの研究
- 自己の力量を高めるとともに、学校及び町全体の教育の向上へつなげる、研究員制度を活用した積極的な外部研修への参加や先進校視察

③ 学びを続ける意欲を引き出す授業づくり

- 「なぜだろう」「不思議だなあ」「次はどうなるのだろう」「やってみたい」等、子どもたちの知的好奇心をくすぐる教材の研究とその出合わせ方の工夫をした授業の充実
- 発達段階に応じて、子どもが授業の展開に見通しを持って活動できるような授業づくりの工夫
- 自分の活動をふり返り、自分が力がついたら実感できる授業づくりの工夫
- 失敗を許容する（失敗を積み重ねることによって向上するという考え基盤とした）授業づくりや学級づくりの推進

④ 目標に準拠した評価の確実な実施

- 就学前においては、失敗に対しての否定的な感情を持たせないような評価の工夫
- 小中学校においては、学習指導要領に示す目標に照らし、達成度を見る絶対評価の重視。さらに、絶対評価とともに個人内評価・相対評価のよさも生かしつつ、子どもの学ぶ意欲向上につながるような評価及びその伝え方の工夫

(2) 生徒指導の充実と学級づくりの推進

① 生徒指導の充実の推進

- 子どもの自己指導能力（自発性・自律性・自立性・自主性・自己理解・自己受容等）を高めるための取組に関する研修会
- スクールカウンセラー等と連携した教育相談の力量向上を図る研修会の充実
- 早期に子どもの「心のサイン」に気づき、対応できる体制の充実と改善

② 学級づくりの推進

- 互いのよさや違いを認め合える仲間づくりの推進を図る研修の充実
- 学校満足度調査や日記などを通して、また報告・連絡・相談を密にとることで、学校全体でそれぞれの子どもや学級の状況や情報を共有する体制の構築

③ 主体的に粘り強く取り組む活動の推進

- 多様な経験をさせる活動や、個人や集団で目標に向かって挑戦する活動の充実
- 子どもたちが主体的にルールを作成したり、活動を企画したりする経験の充実

(3) 今日的教育課題に対応した研修の推進

① 学ぶ意欲の低下、人間関係の希薄化、規範意識の低下、耐性の欠如、自立性の不足、自己中心性等の課題に対応する教育活動の重点に関する研修の推進

- 課題に応じた専門的知識や実践を有する講師を招聘して教職員研修を実施し、今日的課題に対応できる教職員の資質向上に向けた取組の充実
- 教職員が自己の課題や園・学校の課題を追究する機会を保障するための各種教育機関との連携強化

② 園・校の実情に応じた特色ある教育活動の推進のための外部講師を招聘した研修

- 幼稚園・小中学校に、県教育委員会指導主事をはじめ、外部より積極的に指導助言を受けて行う園・校内研修の充実
- 園・学校の研究課題に応じた外部講師の紹介及び派遣

③ 特別支援教育を推進するための外部講師を招聘した研修会の推進

- 特別支援教育にかかわる現状に応じた外部講師を招聘するために、関係機関や医療機関と連携を強化
- 保護者や地域の方々を対象とした特別支援教育及び発達上の特徴の理解や養育についての研修会の実施

＜重点とする方略＞

● 「授業を開く・学級を開く」ことによる授業改善

よい授業とはどんな授業でしょうか。子ども、教師、保護者のそれぞれで、よい授業のイメージには違いがあると思われます。また、教師の中でも、理想として追い求めている授業（保育）の姿（授業観・保育観）に差はあると考えられます。

理想とするよい授業を実現するため、教師がそれぞれの授業観（保育観）を出し合い、互いに学び合い高め合うこと（研修）は、教育のプロフェッショナルとしての責務です。

各園・学校で実施する授業改善のための研修で重視したいことが2点あります。

- ① 授業（教科・領域）を公開して、その実際の授業を中心にすえた研修を行うこと（研究授業の計画的実施）
- ② 他学年、異年齢、他教科、他校種の授業（保育）を学び合うこと（保幼小中の連携推進）

異校種の教職員が共に、授業（保育）を中心にすえた研修を計画的・継続的に実施することで教職員一人ひとりの授業（保育）改善を行い、指導力の向上が図られることを願って「授業を開く・学級を開く」ことを、中心的な方略として位置づけました。

● 教職員育成支援システムの活用による主体的な研修の推進

三重県が県内の公立小中学校で平成21年度から試行した「教職員育成支援システム」は教職員一人ひとりが、年度の初めに自己目標を設定して、一年間の目標達成に取り組み、年度の終わりに達成状況を自己評価するものです。また、その取組を管理職や教職員集団が支援する体制をつくります。

それぞれの教職員が、自分の授業の改善や指導力の向上にかかる具体的な自己目標をつくり、個人や教職員集団としての研修に励んだりすることで、個々の教職員や集団としての教職員全体の能力開発と資質・指導力の向上につながることを願って、教職員育成支援システムの活用を、中心的な方略として位置づけました。

3 経営の重点 <信頼される園・学校づくりの推進>

学校を取り巻く社会が激しく変化する中で、学校教育には、子どもや保護者、地域から多様な期待が寄せられています。園や学校はそれらに応えるために、状況に応じた取組が求められるとともに、自らが改善していく必要があります。

信頼される園・学校づくりの推進は、教職員が対話を通して自らの学校の現状を見つめ直し、強みや弱み（改善点）に気づいて、改善活動を繰り返すことにより、信頼される活力ある学校が実現されていくと考え、以下に具体的な方策を示します。

(1) 開かれた園・学校づくりの推進

① 学び合う授業研究

- 園・学級を開き、子ども・教師の実際の姿をもとに学び合う授業研究を中心にすえた学校づくりの推進
- 発達段階を理解した段差のない教育活動を展開するため、保幼小中の連携の更なる充実

② 情報公開の推進

- 保護者や地域への園・学校公開や情報発信ツール（学校・学年・学級通信、ホームページ等）を積極的に活用した情報公開の推進
- 「園・学校関係者評価」の実施と、園・学校経営の改善計画の積極的な情報発信

③ 地域の教育機能の積極的な活用の推進

- 授業や部活動等への地域の方の活用方法の検討と積極的な活用の推進
- 保護者や子どもからのアンケートを活用しながら、「学校自己評価」の取組推進と結果公表

(2) 人材育成の推進

① 教職員自らが資質・能力の向上に取り組める環境の構築

- 特色ある教育活動補助金、研究指定校・研究発表校補助金、研究員制度を活用した、教職員の資質・能力の向上
- 教職員や関係者がそれぞれの考えを伝え合う、対話を重視した「学校自己評価」や「教職員育成支援システム」の活用

② 教職員の課題に応じた研修会の実施

- 年度当初に、子どもの実態把握をし、それぞれの課題に応じた研修計画を作成するとともに、計画的・継続的な研修の実施
- 一人ひとりの教職員の課題に応じた外部講師等を招聘した研修会の実施

(3) 安心・安全な環境整備の推進

① 安全で楽しく過ごせる園・学校施設の改善の推進

- 園・学校は、月1回の安全点検を実施し、早期に改善点を把握し、教育委員会と連携して、早期に改善を図る取組の推進
- 園・学校は、事件事故等の未然防止のための安全教育を充実

② 警察や関係機関と連携した安心な園・学校づくりの推進

- 日頃から警察や関係機関と情報交換をし、不審者等に対して、迅速かつ的確に対応できる関係の構築
- 危機管理マニュアルを作成するとともに、警察や関係機関及び関係各課と連携し、迅速かつ的確に対応できるよう、日頃から教職員間での共通理解を図るための取組の推進

③ 地域と連携した未然防止策の推進

- 登下校時や在園（校）中の安全を確保するために、スクールサポーター等を有効に活用し、事件事故等の未然防止の推進
- 「きずなネット」を使った不審者情報等の迅速な発信と、地域と連携した体制の構築

④ 教職員の危機管理意識の向上と各園・校の危機管理マニュアルの日常的な見直しの推進

- 年度当初に危機管理マニュアルの見直しを実施するとともに、「ヒヤリ ハット 体験」等の事例検討を通じて教職員の危機管理意識の向上を図るとともに、関係機関と連携した防犯訓練等の実施
- 個人情報の管理や、子どもの事件事故等の未然防止に向けての園・校内の研修会の充実

(4) 学校経営手法の定着

① 学校教育ビジョンを策定し、その実現のための積極的な教育活動の推進

- 学校教育ビジョンを策定し、PTA総会や学校だより等を通じて、情報を積極的に公開
- 学校教育ビジョン実現のための具体的かつ計画的な取組の推進

② 保護者や子どもからのアンケートを活用しながら、「学校自己評価」の取組推進と結果公表

- 教職員自ら「学校自己評価」を行い、その結果から改善点の検討と改善計画の立案
- 「学校自己評価」の結果について、積極的な公表

- ③ 「学校関係者評価」の実施と、園・学校経営改善の推進
- 学校の強みと弱みを把握した学校経営改善の検討
 - 日常的・定期的なPDCAサイクルによる教育活動の点検と評価の実施

<重点とする方略>

● 園・学校関係者評価の活用による経営の改善

三重県の各学校では「学校経営品質」の考えが定着し、Plan（目標計画）→Do（実践）→Check（評価）→Action（改善）といった、いわゆるPDCAサイクルによって教育活動を推進しています。「目標を達成するための方策を計画、実践し、達成状況を点検して成果と課題を明確にする」、そのうえで次の改革方針を練るというサイクルの繰り返りで、教育活動をスパイラル的に向上させるとともに、子どもたちの満足度、保護者の満足度、教職員の満足度を効果的に向上させています。

また、学校経営品質の現状を点検する「学校経営品質アセスメント」により、学校の強みと弱みを把握して学校経営の改善点を検討しています。

以上のように、学校の教育活動と学校経営全体を、明確な視点から点検・評価することが「学校自己評価」です。

ただし、この学校自己評価だけでは、主観的な評価になる恐れがあるため、学校が検討・整理した「目標の達成状況（成果・課題）と改善方針」を学校外の方々（委員）に提示してご意見をいただく外部評価があります。

この外部評価を「学校関係者評価」と呼んでいます。

学校外の方から示された客観的な指針に沿って、組織的・継続的に改善することで、いっそう効果的に教育活動及び学校経営が推進されることを願って、学校関係者評価の活用を、中心的な方略として位置づけました。

IV どこまで実現できているか

(達成指標と評価)

1 指導の重点

＜一人ひとりが
大切にされる教育の推進＞

※ 「個の挑戦」や「集団の挑戦」の場を設定し、挑戦に向かう子どもが育ったか。

※ 豊かな言語活動を通して「ひと・もの・こと」とかかわる子どもが育ったか。

(1) 確かな学力の育成 <知識・技能・知恵>

- ① 言語力の育成をめざした指導の充実を図ることができたか。
- ② 基礎的・基本的な学力の定着を図ることができたか。
- ③ 学び合う授業の構築を図ることができたか。
- ④ 家庭学習の定着を図ることができたか。
- ⑤ 主体的に粘り強く取り組む学習の推進を図ることができたか。
- ⑥ 学習する意義と学習方法の指導の充実を図ることができたか。

(2) 豊かな心の育成 <思いやる心・感動する心>

- ① 人権・同和教育を中心にすえた教育活動の充実を図ることができたか。
- ② 体験活動の充実を図ることができたか。
- ③ 道徳的実践力の育成を図ることができたか。
- ④ 規範意識と自己指導能力の育成を図ることができたか。
- ⑤ ていねいな言葉づかいの定着を図ることができたか。

(3) 健やかな身体の育成<運動を楽しむ力・健康安全意識>

- ① 運動（遊び）の生活化を図ることができたか。
- ② 保健・体育の授業の充実を図ることができたか。
- ③ 自らの健康を管理・改善する資質や能力の育成を図ることができたか。
- ④ 日常生活に生きる安全教育の充実を図ることができたか。

2 研修の重点

＜教師の学びを支える
研修の推進＞

※ 授業を開く、学級を開くことによる授業改善を通して、個々の教職員や集団としての教職員の満足度は高まったか。

(1) 学ぶ喜びを実感できる授業の推進

- ① 校内研修の活性化と授業を中心にすえた研修体制の確立を図ることができたか。
- ② 「学ぶ喜び」を実感させる授業づくりの推進を図ることができたか。
- ③ 学び続ける意欲を引き出す授業をつくることができたか。
- ④ 目標に準拠した評価の確実な実施ができたか。

(2) 生徒指導の充実と学級づくりの推進

- ① 生徒指導の充実の推進を図ることができたか。
- ② 学級づくりの推進を図ることができたか。
- ③ 主体的に粘り強く取り組む活動の推進を図ることができたか。

(3) 今日的教育課題に対応した研修の推進

- ① 学ぶ意欲の低下、人間関係の希薄化、規範意識の低下、耐性の欠如、自立性の不足、自己中心性等に対応する教育活動の重点に関する研修の推進を図ることができたか。
- ② 園・校の実情に応じた特色ある教育活動の推進のための外部講師を招聘した研修を開催することができたか。
- ③ 特別支援教育を推進するための外部講師を招聘した研修会の推進を図ることができたか。

3 経営の重点

<信頼される

園・学校づくりの推進>

※ 園・学校関係者評価の活用による学校経営の改善計画を基に、信頼される園・学校づくりができたか。

(1) 開かれた園・学校づくりの推進

- ① 学び合う授業研究を計画的・継続的にできたか。
- ② 積極的な情報公開ができたか。
- ③ 地域の教育機能の積極的な活用ができたか。

(2) 人材育成の推進

- ① 教職員自らが資質・能力の向上に取り組める環境を設定することができたか。
- ② 教職員の課題に応じた研修会を実施することができたか。

(3) 安心・安全な環境整備の推進

- ① 安全で楽しく過ごせる園・学校施設の改善を図ることができたか。
- ② 警察や関係機関と連携した安心な園・学校づくりの推進を図ることができたか。
- ③ 地域と連携した未然防止策の推進を図ることができたか。
- ④ 教職員の危機管理意識の向上と各園・校の危機管理マニュアルの日常的な見直しを図ることができたか。

(4) 学校経営手法の定着

- ① 学校教育ビジョンを策定し、その実現のための積極的な教育活動の推進を図ることができたか。
- ② 保護者や子どもからのアンケートを活用しながら、「学校自己評価」の取組推進と結果公表ができたか。
- ③ 「学校関係者評価」の実施と、園・学校経営改善の推進を図ることができたか。

社会教育基本方针

活力あふれる人づくり

めざす姿

- 自ら学び続ける人
- 自らのあり方・生き方を身につけた人
- 豊かな心をそなえ 他者と協働できる人
- 健康な身体と体力をそなえた人

人づくり・まちづくり

★明るい家庭、住みよい地域社会づくりの推進と青少年の健全育成の充実

- 家庭教育の推進
- 青少年の健全育成
- 三世代交流の推進
- 「あいさつ・声かけ運動」の推進

◎重点とする方略
「あいさつ・声かけ運動」の推進による子育て・青少年育成に関する意識変革

思い合うまち

★心豊かで活力と連携に満ちた地域づくりの推進

- 人権尊重社会の実現をめざした町組織の充実
- 人権問題への正しい理解と認識と主体的活動の推進
- 人権啓発活動の推進

◎重点とする方略
参加型学習の積み上げによる意識変革

学び合うまち

★いつでもだれもが学べる生涯学習の推進

- 学習講座の充実
- 学び合える場の充実
- 学習の情報発信の推進
- 新たな生涯学習環境の整備

◎重点とする方略
それぞれの活動状況に関する「学ぶ楽しさ感」の広報の充実による参加者の拡大

文化の薫り高いまち

★文化芸術に親しむ機会の充実、地域文化の保存・継承

- 多様な芸術・文化にふれる機会の充実
- 文化活動の場、発表機会の充実
- 地域に伝わる伝統文化、指定文化財の保存と継承の推進
- 郷土資料の適切な収集・保存・展示のための新たな施設整備

◎重点とする方略
地域に伝わる伝統文化、郷土資料の保存・継承による「わくわく感」「ふるさと感」を味わう場の提供

心身ともに健やかなまち

★スポーツの推進と健康で心豊かなまちづくりの推進

- スポーツ・レクリエーションの普及と推進
- スポーツを通じた仲間づくりの推進とスポーツ団体の育成、支援
- スポーツ指導者、リーダーの育成・充実
- スポーツ施設の充実と利用促進

◎重点とする方略
それぞれの活動状況に関する「運動する楽しさ感」の広報の充実による参加者の拡大

I いま、川越町では・・・

川越町では、昭和27年8月に中央公民館を設置し、幅広い社会教育を展開しつつ、町民の生活向上に寄与してきました。その活動内容は、年月とともに移り変わってきました。発足当時は青年団の活動を中心に成人教育に重点が置かれ、その後婦人会等を中心に新生活運動が推進され、生活が安定するに伴い、スポーツやレクリエーションの振興が主な活動となりました。さらに、多様化した社会に生き抜く子どもを導くため地域ぐるみの子ども会育成が推進されました。

町民スポーツの多様化に対応した川越町の体育施設が昭和55年に新設されました。

活力とうるおいに満ちた快適な生活をめざし「町民文化づくりの拠点」として平成8年に教育センター・あいあいホール及び図書室が新設され、ともに多くの町民に利用されています。

現在の川越町を社会教育の観点からみると、少子高齢化の進行や社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、何かに意欲的に取り組むことが以前より難しくなっているという状況があります。

川越町でも今後は少子高齢化、国際化及び情報化が進むとともに環境問題等の発生が考えられます。こうした様々な状況の変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力を生み出さなければなりません。また、人と人がつながり川越町の魅力を再発見し、自分や他人を大切に思う心や感性を育む文化力を高めなければならないと考えます。その様な観点からも、「学び・育み・つながる出会いの広場」をテーマに、図書館、郷土資料館、公民館の3館連携複合施設を、平成27年度開館を目指し計画しています。この施設を核に、「交流」を育み、町民が訪れやすいあたたかで、気軽な「出会いの広場」をつくりたいと考えています。

II これからの川越町社会教育について

人生80年時代の長寿社会を迎え、人々は生涯にわたって適時、ニーズに応じた学習機会が得られることを求めています。一人ひとりがゆとりと生きがいのある生活を実現するために、適切で十分な学習機会が確保できるようにしなければなりません。また

学習は個人の達成感や充実感だけでなく、人々が互いに学び合い、高め合うとともに、学習の成果を認め合うことができる“社会的雰囲気”の醸成とその仕組みづくりも重要であると考えます。川越町では町民憲章に次のように謳っています。

町民憲章

- 1 自然を愛し 緑豊かなまちをつくりましょう
- 1 幸福の輪をひろげ 潤いあるまちをつくりましょう
- 1 健やかな心と体で生きがいのあるまちをつくりましょう
- 1 文化を創り 未来にはばたくまちをつくりましょう
- 1 産業を育み 活力あふれるまちをつくりましょう

川越町教育委員会では、この町民憲章の趣旨に則って、社会教育のいっそうの振興を図るため、社会教育方針を定め、具体化方針をまとめました。

「緑豊かで潤いのある環境のなか、誰もが生きがいを実感しつつ未来をめざして生活する」という意味をこめて、本町の社会教育の基本目標を「活力あふれる人づくり」とし、基本方針を定めます。

この施策の推進にあたっては、学校教育・家庭教育との連携を深めるとともに、各教育機関・社会教育関係団体との緊密な連絡調整に努め、平成25年度～平成27年度までの3か年計画とします。

1 基本目標

個人が幸福で充実した生涯を実現し、川越町の持続的な発展を実現する上でもその礎となるのは人づくり、すなわち教育であるとの観点から、社会教育施設で行う教育活動やその他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励、社会教育団体の支援を行い、従来からある取り組みや事業を継続・発展させ、町民の豊かな心や社会性の涵養を高めるために、「活力あふれる人づくり」を推進していきます。

2 具体的に「めざす姿」

これからの変化の激しい社会において、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になります。一人ひとりが、より良く生きるための意欲と力を磨き、生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければなりません。だれもが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできるように、

- 自ら学び続ける人
- 自らのあり方・生き方を身につけた人
- 豊かな心をそなえ他者と協働できる人
- 健康な身体と体力をそなえた人

を川越町のめざす姿とします。

3 基本方針

○人づくり・まちづくり

明るい家庭、住みよい地域社会づくりの推進と青少年の健全育成の充実

○思い合うまち

心豊かで活力と連携に満ちた地域づくりの推進

○学び合うまち

いつでもだれもが学べる生涯学習の推進

○文化の薫り高いまち

文化芸術に親しむ機会の充実、文化遺産の保存と継承

○心身ともに健やかなまち

スポーツの推進と健康で心豊かなまちづくりの推進

Ⅲ ねらいを達成するために

1 人づくり・まちづくり <明るい家庭、住みよい地域社会づくりの推進と青少年の健全育成の充実>

家庭の教育力及び社会の教育力の低下に警鐘が鳴らされてから久しいものがあります。しかし、本町では、家庭内の親子関係や地域のおとなと子どもの関係も、一般に心配されている状況に比べれば良好であるといえます。このような強みを生かしながら、

(ア) 家庭教育の推進

(イ) 青少年の健全育成

(ウ) 三世代交流の推進

(エ) 「あいさつ・声かけ運動」の推進

に取り組み、家庭や地域における子育ての更なる充実、町内保護者相互の親睦及び地域社会に寄与する団体の育成、世代を越えた人と人との関わり合いを通じた青少年の育成活動の充実及びその団体の育成・「あいさつ・声かけ運動」の推進に努めます。

<重点とする方略>

家庭や地域のあり方は、それぞれの良さがあり、外部から「家庭は〇〇であるべきだ」とか「地域は〇〇であるべきだ」と、おしつけるものではありません。しかし、子育てや子どもの健全育成の面からみたとき、家庭でも大切にすべきことや、地域で実施したいことなど、共通の基本となる事項があります。

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援として、それらの中から、最も本質的な事項を抽出して川越町の取り組みの核として「あいさつ・声かけ運動」を推進しています。この取り組みの徹底により子育て・青少年育成に関する意識変革に努めます。

2 思い合うまち <心豊かで活力と連携に満ちた地域づくりの推進>

人づくりの基本の一つは、人が互いに「人として認め合い尊重し合える関係づくり」です。さらに、そうした関係づくりの基本が人権学習を通して人権問題に対する正しい理解と人権尊重への認識を深めることであり、そのことが住みよい社会の実現につながります。地域社会に人権文化が醸成され、町民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根づくよう、人権尊重の町宣言に基づき、人が人として尊ばれる明るく住みよい社会を築くため、人権施策に取り組みます。同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する学習の機会を充実することが大切です。そのために、

(ア) 人権尊重社会の実現をめざした町組織の充実

(イ) 人権問題への正しい理解と認識、主体的活動の推進

(ウ) 人権啓発活動の推進

に取り組み、心豊かで活力と連携に満ちた地域づくりの推進に努めます。

<重点とする方略>

正しい人権意識は、自他の人権を守る行動として目に見えるものとしなければなりません。普段からものの考え方だけでなく、自らの行いについてもじっくりと見つめ直すことが肝要です。一人ひとりの身近な暮らしや地域活動の中で、人権尊重の視点が行き渡ることが必要です。そのためには、人権学習会で話を聴いて考えるだけでなく、体験的な活動を通して自分自身の考え方の傾向や行動の特徴に気づき、自らを変革していくことができる機会をもつことが重要です。そこで、参加体験型等の人権学習会を重視した取組をすすめ、積み上げによる意識変革に努めます。

3 学び合うまち <いつでもだれもが学べる生涯学習の推進>

学びは十人十色といえます。学びたい中身も学ぶ方法も人により様々です。町としてすべてのニーズに応えることは難しいということも確かですが、できる限り多様なニーズを想定した施策を工夫しなければなりません。また、学習内容の情報、学習機会の情報などを周知することも大切です。

このような観点からそれぞれの活動状況に関する「学ぶ楽しさ感」の広報の充実による参加者拡大を図り、いつでもだれもが学べる生涯学習の推進及び知の拠点として、だれもが利用しやすい施設として図書室の充実に努めます。そのために、

- (ア) 学習講座の充実
- (イ) 学び合える場の充実
- (ウ) 学習の情報発信の推進
- (エ) 新たな生涯学習環境の整備

に取り組み、いつでもだれもが学べる生涯学習の推進に努めます。

<重点とする方略>

中央公民館を町民の身近な学習の拠点とし、学びたい人のニーズに応じた多様な学習機会を提供するとともに、個別の学びを学び合える関係につなげることなど、学びが始まっている人への支援を重視しながら、当面もっとも重きを置きたいことは、学びが始まっていない人への「学びの意欲喚起」をしていきます。すでに学んでいる人たちの活動の様子を多くの人たちに知ってもらい、「学ぶ楽しさ感」を伝えることで、自ら学ぼうとする人の拡大を図ることに努めます。そのために、それぞれの活動状況に関する「学ぶ楽しさ感」を周知する広報活動を重視し、参加者の拡大を図ります。また、川越町図書館等複合施設（仮称）の開館を見据え、図書環境や中央公民館活動の充実に努めます。

4 文化の薫り高いまち <文化芸術に親しむ機会の充実、地域文化の保存と継承>

質の高い文化や芸術にふれることは、人々の心に潤いを与え、人間らしく暮らしていくためにはなくてはならないものです。新しい文化や芸術、受け継がれてきた文化や芸術にふれて、心を豊かにすることが大切です。また、町民一人ひとりが郷土の歴史や文化を知ることにより、自分が暮らし、自分を育ててくれたまちへの愛着や誇りを持ち、郷土を大切にすることが醸成されます。先人から引き継いだ文化を次代に伝え、まちづくり・人づくりのために活用します。そのために、

(ア) 多様な芸術・文化にふれる機会の充実

(イ) 文化活動の場、発表機会の充実

(ウ) 地域に伝わる伝統文化、指定文化財の保存と継承の推進

(エ) 郷土資料の適切な収集・保存・展示のための新たな施設整備

に取り組み、文化芸術に親しむ機会の充実、地域文化の保存に努めます。

<重点とする方略>

新しい文化や芸術に対し、人々の興味・関心は高く、敏感に反応する傾向があります。しかし、受け継がれてきた文化や芸術に、人々がふれる機会や場は限られており、誰もが広く親しむことができるよう仕組んでいくことが求められている現状にあります。そこで、「わが町川越町でも、質の高い文化や芸術にふれることができる」という『わくわく感』とともに、「これがわが町川越町の伝統文化だ」という『ふるさと感』を味わうことができる機会を工夫し、郷土資料の適切な収集・保存・展示を充実するため、川越町図書館等複合施設（仮称）の整備を図ります。

5 心身ともに健やかなまち <スポーツの推進と健康で心豊かなまちづくりの推進>

スポーツはフェアプレイの精神を培うなど人間形成に重要な役割を果たしています。また、健康な身体と豊かな心を養い、人づくり・地域づくりに役立ち、明るく生きがいに満ちた生活を送る上でも欠くことができません。

また、運動やスポーツ活動に参加する人は、年齢層も幅広く、それぞれの活動の形態もさまざまです。それぞれの目的に応じて、運動やスポーツを楽しむための環境づくりを中心として、

(ア) スポーツ・レクリエーションの普及と推進

(イ) スポーツを通じた仲間づくりの推進とスポーツ団体の育成、支援

(ウ) スポーツ指導者、リーダーの育成・充実

(エ) スポーツ施設の充実と利用促進

に取り組み、多くの住民がそれぞれの体力に合わせて様々なスポーツに親しみ、健康とふれあいの喜びを感じられる心豊かなまちづくりの推進に努めます。

<重点とする方略>

運動やスポーツに親しむ人たちには、大きく2つのタイプが考えられます。

運動すること自体を楽しみ勝敗にそれほどこだわらないタイプと、種目特有のスキルやチーム力の向上をめざすタイプです。そのいずれのタイプでも、運動やスポーツをすることの楽しさを味わっていることでは同じです。スポーツ人口の拡大をめざして、町内のさまざまな活動を紹介することで「運動する楽しさ感」を伝える広報活動を重視します。

IV どこまで達成できているか

社会教育方針を効果的かつ着実に実施するため、また新たな取り組みに反映するために、定期的な点検とフィードバックが不可欠です。そこで、5つの基本方針ごとの「重点とする方略」に沿って、着実に取り組みを進めているか、どこまで取り組みを推進できたのかという進捗状況について、次のような視点を明確にもったうえで、評価活動を行います。

(達成指標と評価)

1 人づくり・まちづくり	【明るい家庭、住みよい地域社会づくりの推進と青少年の健全育成の充実】 ○「あいさつ・声かけ運動」の啓発内容・方法は工夫できたか。 ○家庭の教育力を高めるための支援はできたか。 ○子育てや青少年健全育成について町民意識に変化はあるか。
2 思い合うまち	【心豊かで活力と連携に満ちた地域づくりの推進】 ○参加体験型等の人権学習会の内容・方法は工夫できたか。 ○学習会への参加者からのアンケート結果を生かした改善はできたか。 ○町民の人権意識に変化はあるか。
3 学び合うまち	【いつでもだれもが学べる生涯学習の推進】 ○町民の「学ぶ楽しさ感」を十分把握できたか。 ○「学ぶ楽しさ感」を周知する広報内容・方法は工夫できたか。 ○「学ぶ楽しさ感」は町民に届いているか。 ○図書環境や中央公民館活動の充実は図られたか。
4 文化の薫り高いまち	【文化芸術に親しむ機会の充実、地域文化の保存と継承】 ○「わくわく感」を味わうことができる機会を工夫して実施できたか。 ○「ふるさと感」を味わうことができる機会を周知する広報内容・方法は工夫できたか。 ○「わくわく感」、「ふるさと感」を味わうことができる機会の情報は町民に届いているか。 ○複合施設の開館を見据え、郷土資料の適切な収集・保存・展示を充実するための工夫はできたか。
5 心身ともに健やかなまち	【スポーツの推進と健康で心豊かなまちづくりの推進】 ○町民の「運動する楽しさ感」を十分把握できたか。 ○「運動する楽しさ感」を周知する広報内容・方法は工夫できたか。 ○「運動する楽しさ感」は町民に届いているか。

